

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正について

総務課企画調整担当（人事）

1 改正の趣旨

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）の一部改正（以下「条例改正」という。）に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の概要

(1) 要配慮個人情報に係る規定の整備（第2条関係）

条例改正により「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報」について、「要配慮個人情報」と定義されるようになったことから、条例のほか規則においても具体的な内容を定めることとした。

◆ 栃木県個人情報保護条例・施行規則で定められた要配慮個人情報

- 条例で規定している要配慮個人情報（個人情報保護法と同一）
 - ①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪の経歴
 - ⑥犯罪により害を被った事実
- 規則で規定している要配慮個人情報（個人情報保護法施行令と同一）
 - ⑦身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があること
 - ⑧医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
 - ⑨健康診断等の結果により、医師等により行われた指導・診療・調剤
 - ⑩刑事事件に関する手続が行われたこと
 - ⑪少年の保護事件に関する手続が行われたこと

(2) 出資法人等が取り扱う個人情報の保護に係る規定の削除（第29条関係）

全ての事業者に対して個人情報保護法が適用されるようになったことから、県の出資法人等が取り扱う個人情報の保護に係る規定を削除することとした。

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成29年5月30日

(改正個人情報保護法及び改正栃木県個人情報保護条例施行の日)

栃木県教育委員会規則第六号

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則（平成十三年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

第一条の二 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等

（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二条第二項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

別記様式第一号中

思想・信条・
信教等

を

要 配 慮
個 人 情 報

に

思想、信条及び信教に関するもの 社会的差別の原因となるもの

を

- 人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実
- 心身の機能の障害があること 健康診断等の結果
- 医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- 刑事事件に関する手続が行われたこと 少年の保護事件に関する手続が行われたこと

に

「審議会」や「審査会」に

個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外（根拠…条例第6条第3項第 号該当）
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）

を

個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠…条例第6条第3項第 号該当）
-----------	---

個人情報の主な収集先	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁
個人情報の経常的提供先		<input type="checkbox"/> その他（	）

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

（総務課）

改 正 案	現 行 規 則
<p>第一条 略</p> <p>（要配慮個人情報）</p> <p>第一条の二 条例第二條第三項の實施機關が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>一 行政機關の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四條第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果</p> <p>三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三條第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>（個人情報取扱事務登録簿）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例第五條第一項第九号の實施機關が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 九 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>（個人情報取扱事務登録簿）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例第五條第一項第七号の實施機關が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 九 略</p> <p>（条例第四十七條第一項の實施機關が定める法人）</p> <p>第二十九條 条例第四十七條第一項の實施機關が定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人のうち、委員会が所管するものとする。</p>